

# コンピュータウイルス・ 不正アクセスの届出状況

[2020年(1月～12月)]

本資料では、2020年1月1日から2020年12月31日までの間にセキュリティセンターで受理した、コンピュータウイルスと不正アクセスに関する届出状況を報告する。

## 目次

1. コンピュータウイルス届出状況 .....	- 1 -
1-1. ウイルス届出数 .....	- 1 -
1-1-1. 年別推移 .....	- 1 -
1-1-2. 月別推移 .....	- 2 -
1-2. ウイルス等検出数.....	- 3 -
1-2-1. 年別推移 .....	- 3 -
1-2-2. 月別推移 .....	- 3 -
1-3. 届出者の主体別届出数.....	- 4 -
1-4. ウイルス届出にみられた傾向 .....	- 5 -
2. コンピュータ不正アクセス届出状況.....	- 6 -
2-1. 不正アクセス届出数.....	- 6 -
2-1-1. 年別推移 .....	- 6 -
2-1-2. 月別推移 .....	- 6 -
2-2. 届出者の主体別届出数.....	- 7 -
2-3. 手口別件数 .....	- 8 -
2-4. 被害内容別件数 .....	- 9 -
2-5. 原因別件数 .....	- 10 -
2-6. 電算機別件数 .....	- 11 -
2-7. 不正アクセス届出にみられた傾向.....	- 12 -

## 1. コンピュータウイルス届出状況

2020年の1月から12月のコンピュータウイルス（以下、ウイルス）届出状況について示す。

### 1-1. ウィルス届出数

#### 1-1-1. 年別推移

2020年に寄せられたウイルス届出は、年間で前年の259より190（約73.4%）多い、449の届出があった。このうち、ウイルス感染被害（実被害）があった届出は62であり、387の届出についてはウイルスを検知したという届出であった。ウイルス感染被害の主なものとしては、Emotet感染被害に関する届出が39、ランサムウェア感染被害に関する届出が11であった。

なお、2018年以前の届出数については集計方法が異なる。詳細は「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況 [2019年（1月～12月）]」<sup>1</sup>を参照していただきたい。

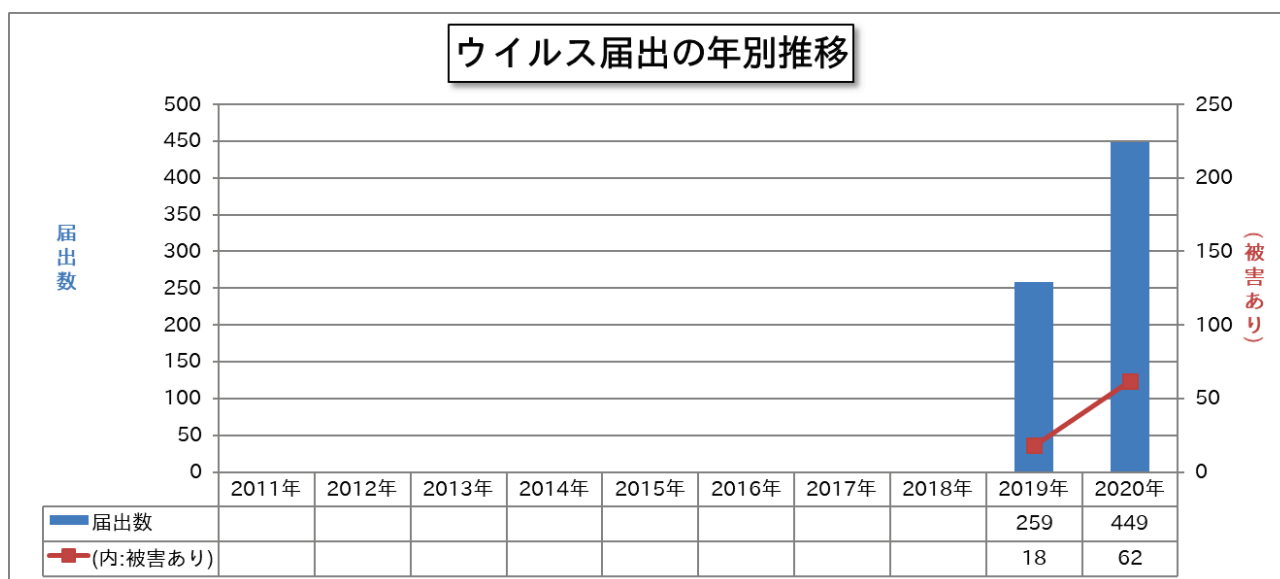


図 1-1：ウイルス届出の年別推移（2019年以降）

<sup>1</sup> コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況 [2019年（1月～12月）]  
<https://www.ipa.go.jp/files/000080224.pdf>

### 1-1-2. 月別推移

2020年に寄せられたウイルス届出を月別に見ると、9月が最も多く70の届出があった。また、被害があったという届出も9月が最も多く、19の届出があった。

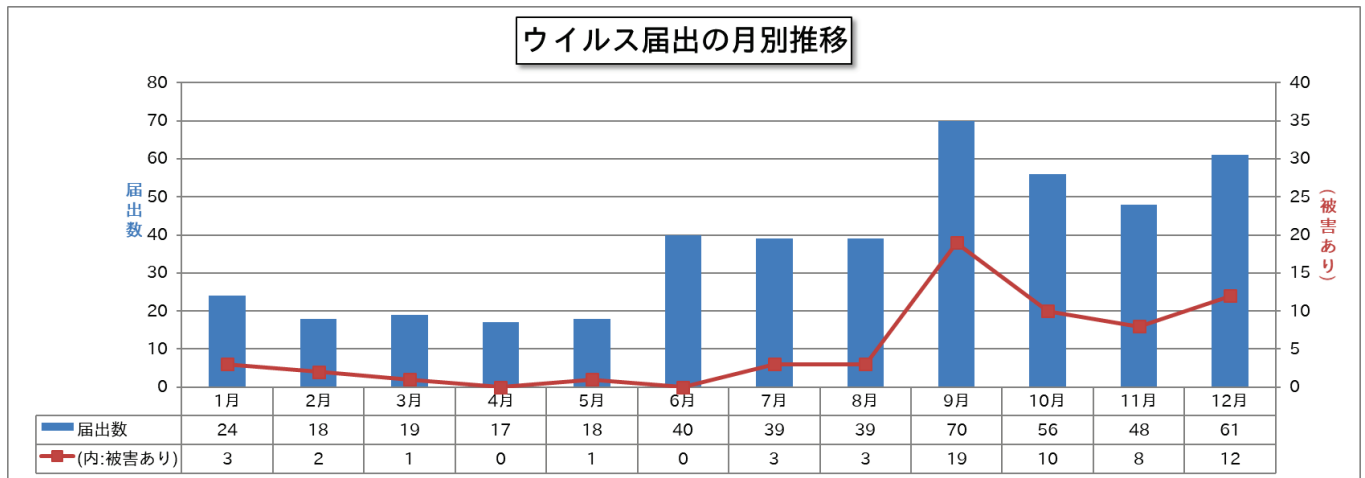


図 1-2 : ウイルス届出の月別推移

## 1-2. ウイルス等検出数

### 1-2-1. 年別推移

2020年に寄せられたウイルス等検出数は、前年の746,206個より233,233個（約31.3%）多い979,439個であった。

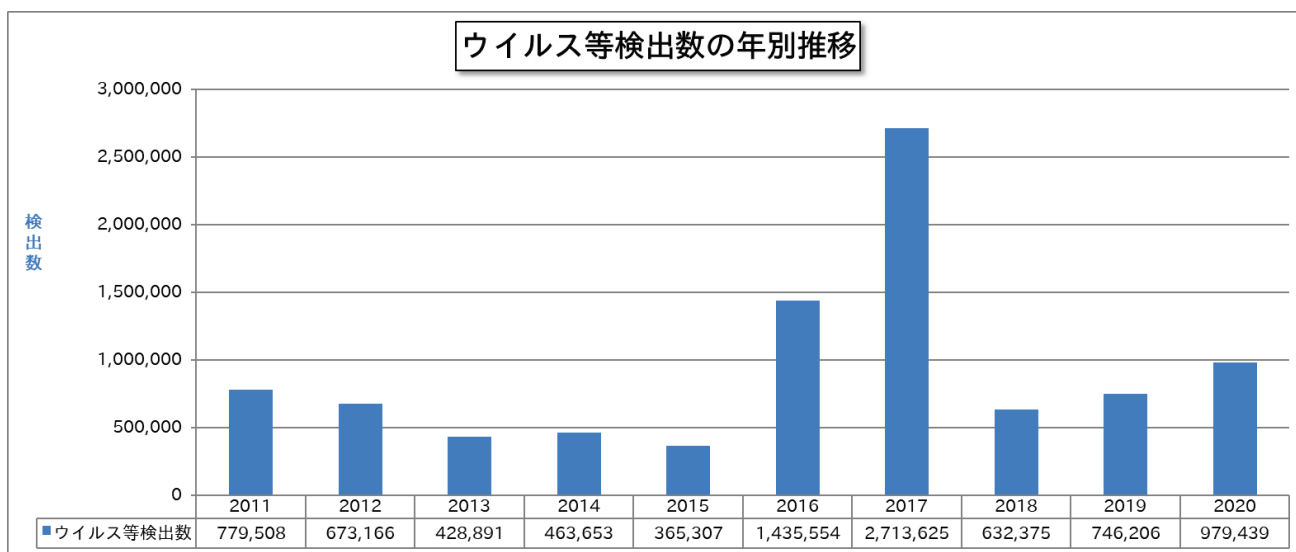


図 1-3 : ウイルス等検出数の年別推移

### 1-2-2. 月別推移

2020年に寄せられたウイルス等検出数を月別に見ると、9月が最も多く210,829個であった。

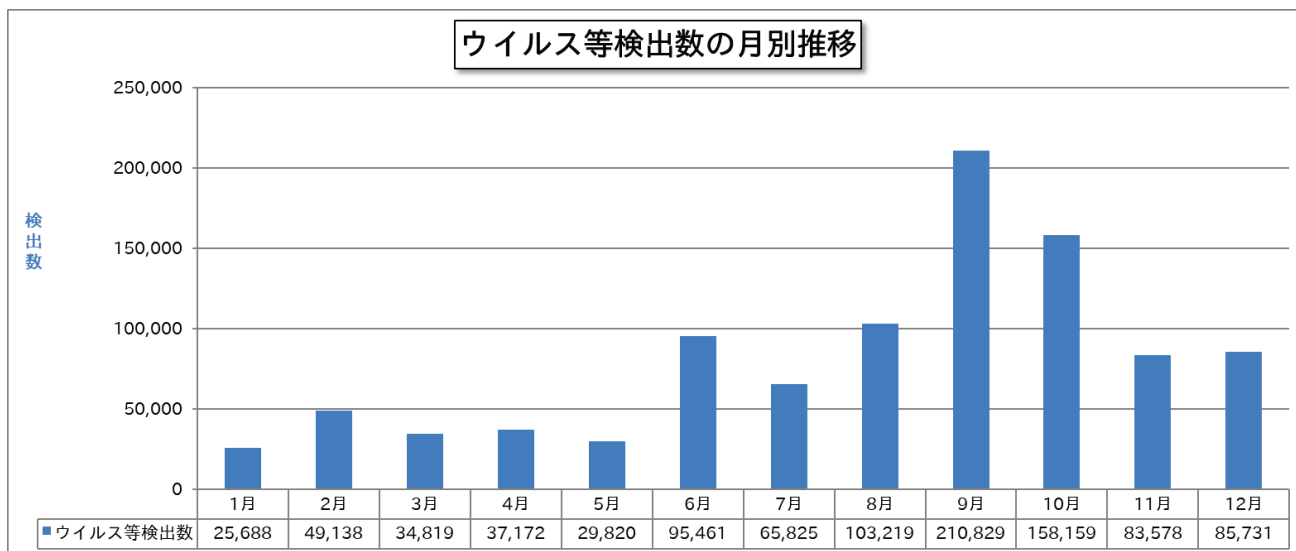


図 1-4 : ウイルス等検出数の月別推移

### 1-3. 届出者の主体別届出数

2020年に寄せられたウイルス届出を、届出者の主体別に分類した比率および届出数を次に示す。

2019年と比較すると、全体の届出数が増加した一方、「教育・研究・行政機関」が減少した。届出者の主体別の比率では、「法人」からの届出が232（約51.7%）と最も多かった。

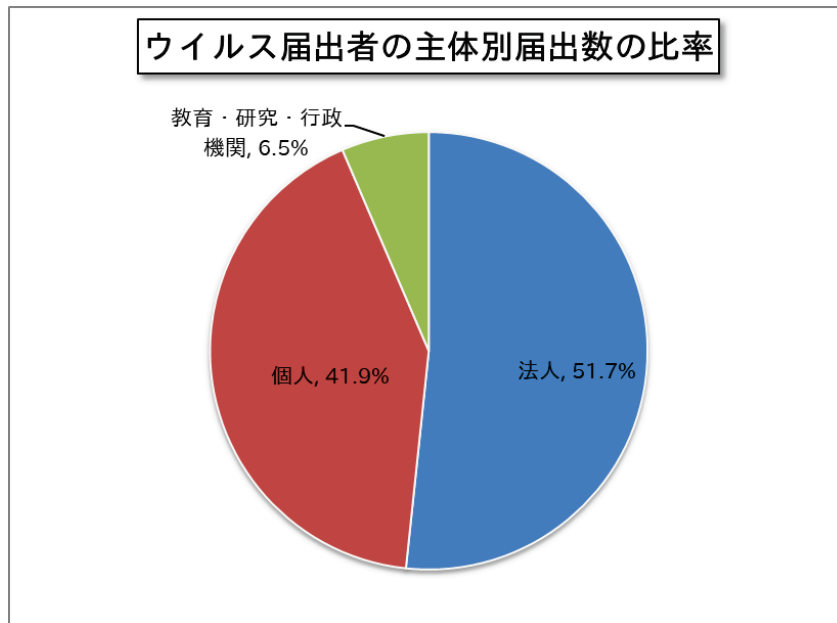


図 1-5：ウイルス届出者の主体別届出数の比率（2020年）

表 1-1：過去2年のウイルス届出者の主体別届出数の推移

届出者の主体	2019年	2020年
法人	195	232
個人	28	188
教育・研究・行政機関	36	29
合計	259	449

#### 1-4. ウイルス届出にみられた傾向

2020 年では、2019 年と同様に Emotet と呼ばれるウイルスの検知・感染被害の届出が年間を通じて寄せられた。特に Emotet の検知・感染被害については、9 月は 26 の届出、10 月は 15 の届出と、他の月（10 未満）に対して増加した。

Emotet については、2021 年 1 月においても検知・感染被害の届出が継続して寄せられていたが、欧州刑事警察機構（Europol）を中心とした活動により、攻撃基盤の停止に成功したと報道されている。IPA では 2019 年 12 月から Emotet に関する情報を公開し、以降も継続して情報の更新と注意の呼び掛けをしてきた。今後 Emotet の攻撃が完全に停止するか否かは不明であるが、攻撃手口や注意点等については別のウイルスについても共通する点が多くあるため、ぜひ、下記ウェブページを参照していただきたい。

- ・「Emotet」と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールについて（IPA）

<https://www.ipa.go.jp/security/announce/20191202.html>

##### ・コンピュータウイルスに関する届出制度について

コンピュータウイルスに関する届出制度は、経済産業省のコンピュータウイルス対策基準に基づき、1990 年 4 月にスタートした制度であり、コンピュータウイルスを発見したものは被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされている。

IPA では、個別に届出者への対応を行っているが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータウイルス対策を検討している。また、受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表している。

##### ○コンピュータウイルス対策基準

平成 7 年 7 月 7 日（通商産業省告示 第 429 号）（制定）

平成 9 年 9 月 24 日（通商産業省告示 第 535 号）（改定）

平成 12 年 12 月 28 日（通商産業省告示 第 952 号）（最終改定）

##### ○経済産業大臣が別に指定する者

平成 16 年 1 月 5 日（経済産業省告示 第 2 号）

## 2. コンピュータ不正アクセス届出状況

2020年の1月から12月のコンピュータ不正アクセス（以下、不正アクセス）届出状況について示す。

### 2-1. 不正アクセス届出数

#### 2-1-1. 年別推移

2020年に寄せられた不正アクセス届出は、年間で前年の89より98（約110%）多い、187の届出があった。そのうち「被害あり」の届出は143で、全体の約76.5%を占めた。

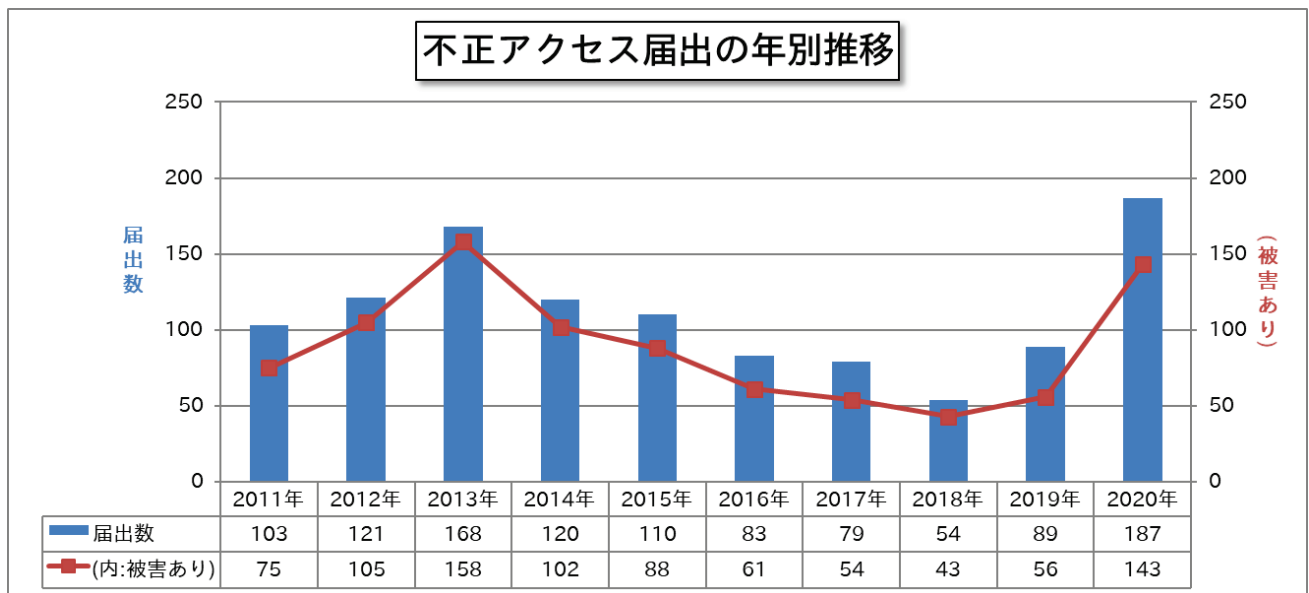


図 2-1：不正アクセス届出の年別推移

#### 2-1-2. 月別推移

2020年に寄せられた不正アクセス届出を月別に見ると、12月が最も多く30の届出があった。また、被害があったという届出も12月が最も多く、21の届出があった。

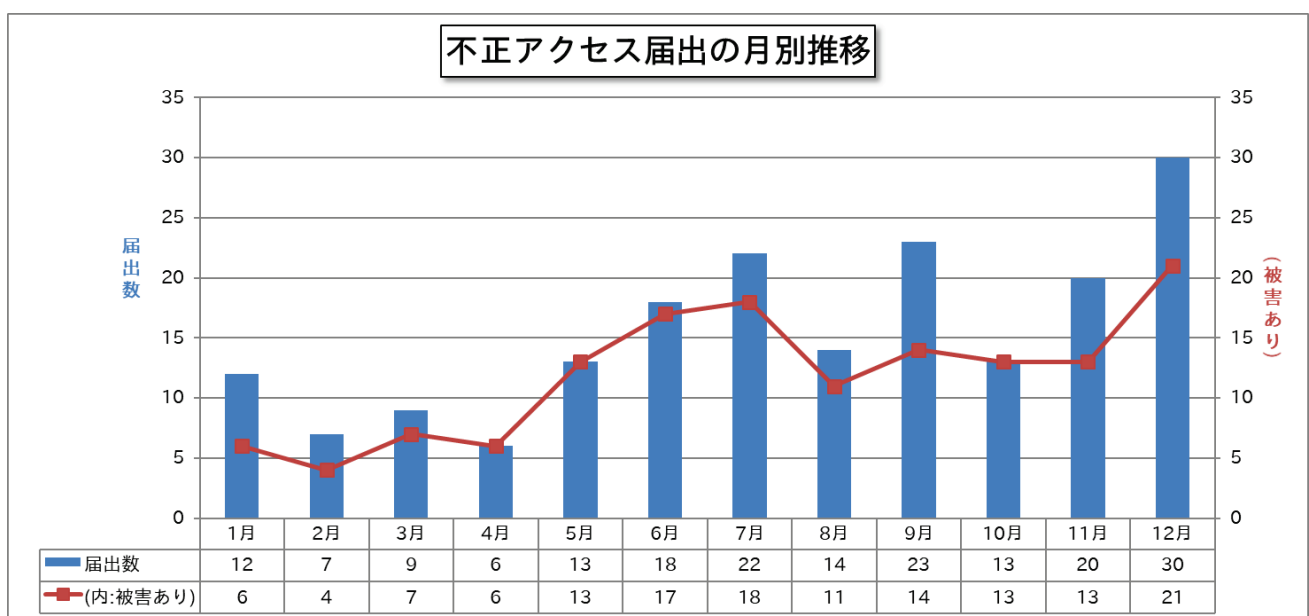


図 2-2：不正アクセス届出の月別推移



## 2-2. 届出者の主体別届出数

2020年に寄せられた不正アクセス届出を、届出者の主体別に分類した比率および届出数を次に示す。

2019年と比較すると、「法人」「個人」「教育・研究・行政機関」のいずれも前年より増加した。比率では、「法人」からの届出が113（約61.0%）と最も多かった。

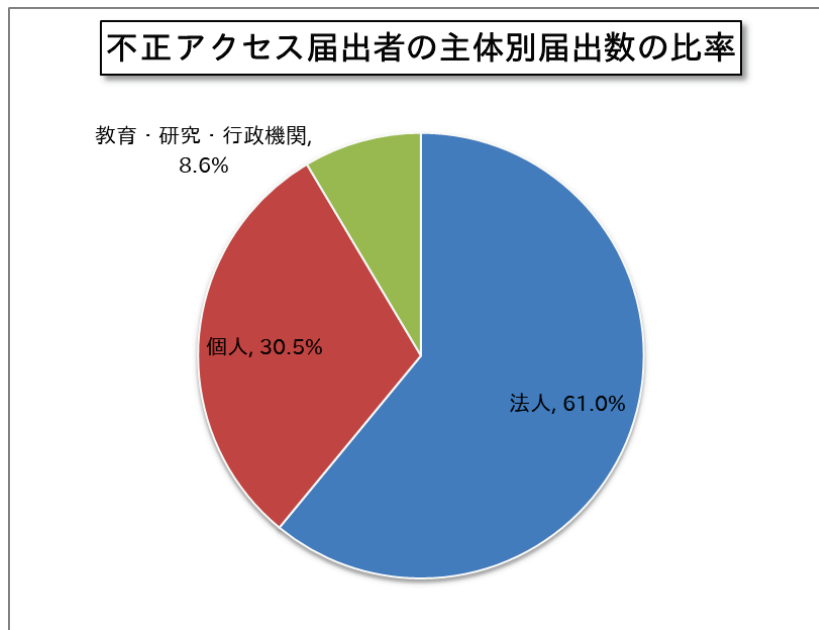


図 2-3：不正アクセス届出者の主体別届出数の比率（2020年）

表 2-1：過去3年の不正アクセス届出者の主体別届出数の推移

届出者の主体	2018年	2019年	2020年
法人	35	49	114
個人	14	30	57
教育・研究・行政機関	5	10	16
合計	54	89	187

### 2-3. 手口別件数

2020年に寄せられた不正アクセス届出を攻撃行為（手口）により分類したものである。手口の合計は425件（2019年：126件）であった。

なお、1つの届出について、複数の攻撃行為を受けている場合があるため、届出数の合計とは一致しない。

主な手口の内訳は、「侵入行為」が280件（約65.9%）と最も多く、次いで「なりすまし」が73件（約17.2%）、「スパムメール」が27件（約6.4%）であった。

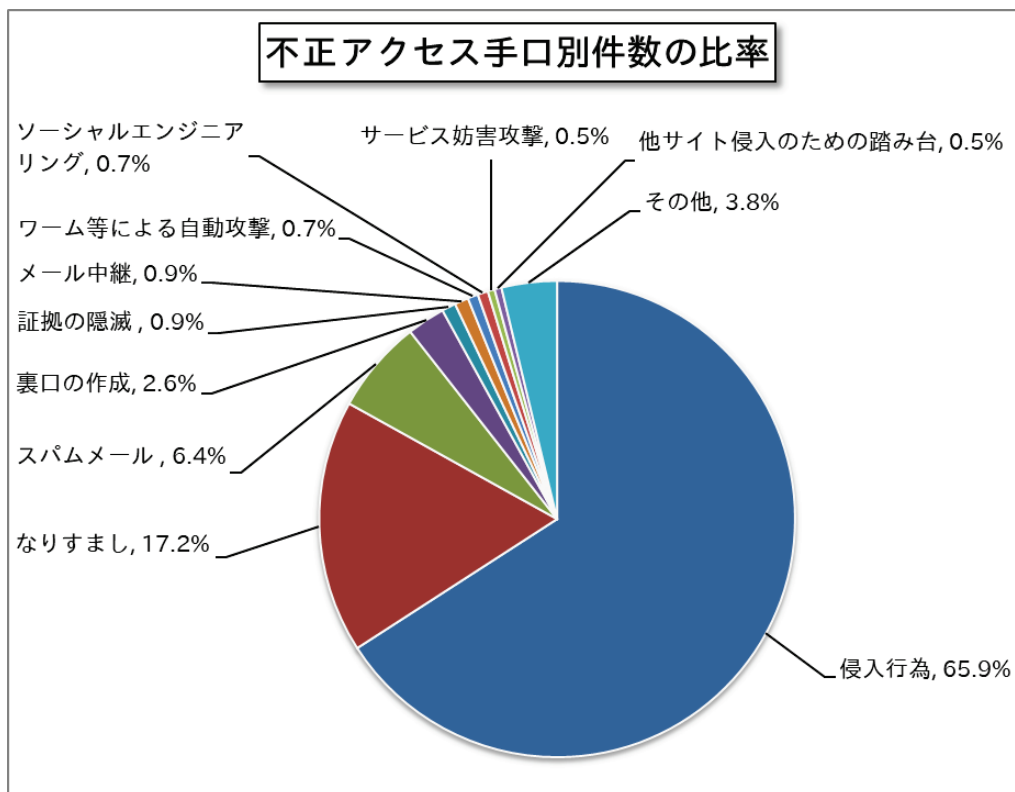


図 2-4：不正アクセス手口別件数の比率（2020年）

表 2-2：過去3年の不正アクセス手口別件数の推移

手口	2018年	2019年	2020年
侵入行為	33	59	280
なりすまし	18	21	73
スパムメール	8	7	27
裏口の作成	0	1	11
メール中継	0	1	4
証拠の隠滅	1	0	4
ワーム等による自動攻撃	0	3	3
ソーシャルエンジニアリング	0	2	3
サービス妨害攻撃	11	12	2
他サイト侵入のための踏み台	0	5	2
メールアドレス詐称	1	0	0
不明	1	15	0
その他	0	0	16
合計（件）	73	126	425

## 2-4. 被害内容別件数

2020年に寄せられた不正アクセス届出のうち、実際に被害にあったという届出を被害内容により分類したものである。被害の合計は256件（2019年：82件）であった。

なお、1つの届出について、複数の被害内容が存在する場合があるため、届出数の合計とは一致しない。

主な被害内容の内訳は、「データの窃取、盗み見」が104件（約40.6%）と最も多く、次いで「オンラインサービスの不正利用」が39件（約15.2%）、「ファイルの書き換え」が39件（約15.2%）であった。

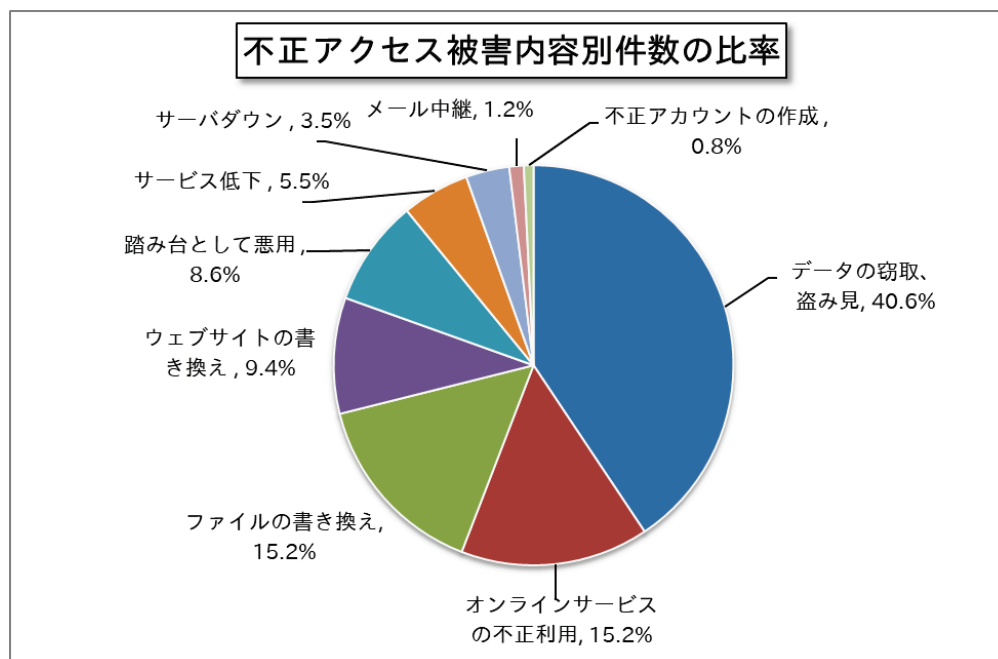


図 2-5：不正アクセス被害内容別件数の比率（2020年）

表 2-3：過去3年の不正アクセス被害内容別件数の推移

被害内容	2018年	2019年	2020年
データの窃取、盗み見	9	28	104
オンラインサービスの不正利用	10	19	39
ファイルの書き換え	3	8	39
ウェブサイトの書き換え	5	6	24
踏み台として悪用	13	7	22
サービス低下	5	6	14
サーバダウン	1	6	9
メール中継	0	2	3
不正アカウントの作成	1	0	2
合計（件）	47	82	256

## 2-5. 原因別件数

2020年に寄せられた不正アクセス届出のうち、実際に被害にあったという届出を、不正アクセスの原因となった問題点／弱点により分類したものである。原因の合計は156件（2019年：60件）であった。

なお、1つの届出について、複数の被害原因が存在する場合があるため、届出数の合計とは一致しない。

主な被害原因の内訳は、「設定不備」が32件（20.5%）と最も多く、次いで「古いバージョン、修正プログラム未導入など」が27件（約17.3%）、「ログイン試行」が17件（10.9%）であった。

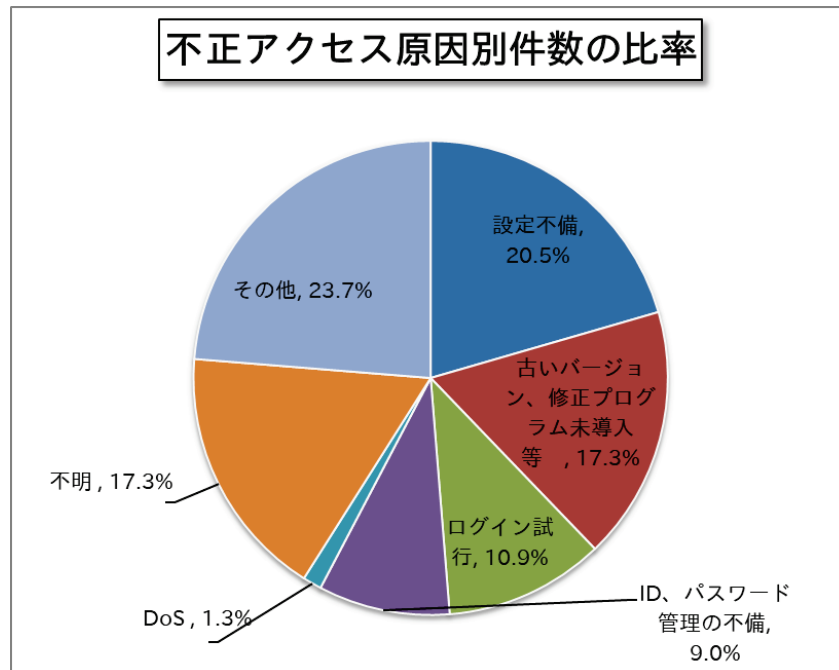


図 2-6：不正アクセス原因別件数の比率（2020年）

表 2-4：過去3年の不正アクセス原因別件数の推移

原因	2018年	2019年	2020年
設定不備（セキュリティ上問題のあるデフォルト設定を含む）	7	15	32
古いバージョン、修正プログラム未導入など	1	7	27
ログイン試行（パスワードリスト型攻撃等）※	—	—	17
ID、パスワード管理の不備	23	9	14
DoS	4	1	2
不明	8	15	27
なし	0	5	0
その他	0	8	37
合計（件）	43	60	156

※2020年より項目を追加

## 2-6. 電算機別件数

2020年に寄せられた不正アクセス届出を、不正アクセス行為の対象となった電算機の種別により分類したものである。電算機の合計は236件（2019年：91件）であった。

なお、1つの届出について、複数の電算機に対して不正アクセスを受けている場合があるため、届出数の合計とは一致しない。

主な機器の内訳は、「ウェブサーバ」が63件（約26.7%）と最も多く、次いで「クライアント」が31件（約13.1%）、「クラウドサーバ」が30件（約12.7%）であった。

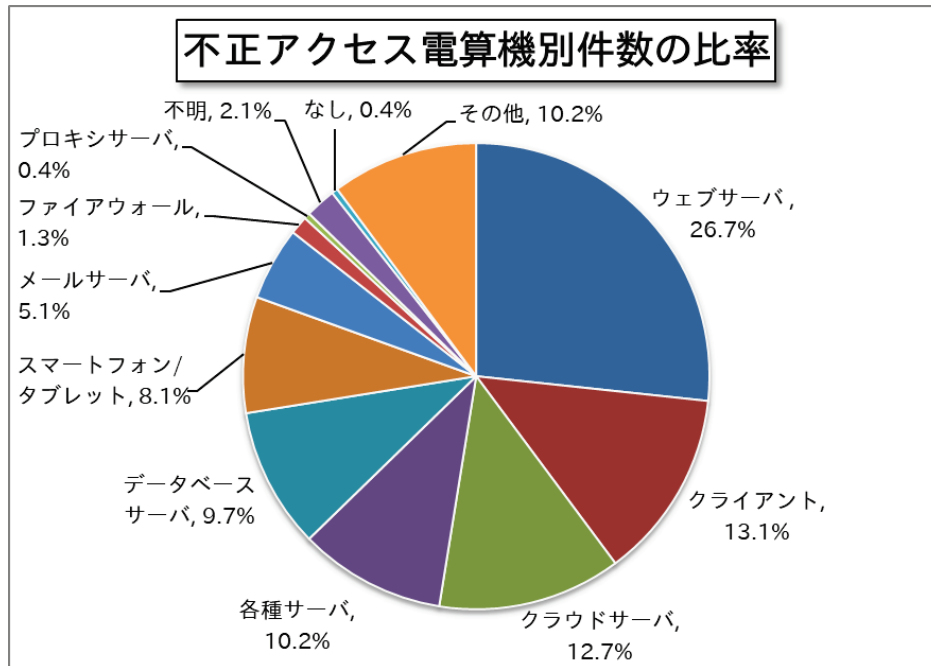


図 2-7：不正アクセス電算機別件数の比率（2020年）

表 2-5：過去3年の不正アクセス電算機別件数の推移

電算機別分類	2018年	2019年	2020年
ウェブサーバ	19	29	63
クライアント	1	6	31
クラウドサーバ※	—	—	30
各種サーバ	3	13	24
データベースサーバ※	—	—	23
スマートフォン/タブレット※	—	—	19
メールサーバ	14	6	12
ファイアウォール	4	0	3
プロキシサーバ	0	0	1
FTPサーバ	0	1	0
不明	6	4	5
なし	0	4	1
その他	8	28	24
合計（件）	55	91	236

※2020年の集計より追加

## 2-7. 不正アクセス届出にみられた傾向

2020 年は、会員制サイトへのパスワードリスト攻撃等のログイン試行による不正ログインが原因となった、情報窃取やポイント交換の被害が多く見られた。また、EC サイトの改ざん等によるクレジットカード情報の窃取の他、データベースを消去または暗号化してデータの復旧のために身代金を要求するような脅迫文を残すといった被害も依然として見受けられた。

その他、2019 年には少なかった、クラウドサーバに関する被害が数多く寄せられたため、分類方法の見直しも行った。

詳細については「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出事例」において紹介しているため、ぜひ、参照していただきたい。

### ・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、1996 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされている。

IPA では、個別に届出者への対応を行っているが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討している。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表している。

#### ○コンピュータ不正アクセス対策基準

平成 8 年 8 月 8 日（通商産業省告示 第 362 号）（制定）

平成 9 年 9 月 24 日（通商産業省告示 第 534 号）（改定）

平成 12 年 12 月 28 日（通商産業省告示 第 950 号）（最終改定）

#### ○経済産業大臣が別に指定する者

平成 16 年 1 月 5 日（経済産業省告示 第 3 号）